

資料 1 支援対策担当課一覧

施策及び事業	担当課
1. 子どもの育ちを見守る環境を創る	—
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	—
①教育・保育の質の確保	指導課、保育課
②保・幼・小連携の推進	—
②-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続	指導課、保育課
②-2 0歳児～2歳児、3歳児～5歳児の取り組み（地域型保育事業との連携）	指導課、保育課
③認定こども園の整備	学務課、指導課 子ども・子育て対策室
(2) 子どもの居場所づくり	—
①放課後子ども総合プランの推進	生涯学習振興課 子ども・子育て対策室
②児童館機能の充実	子ども・子育て対策室
③児童館における中高校生の居場所づくり	子ども・子育て対策室
(3) 保護を要する児童への対応の充実	—
①児童虐待防止対策の充実	—
①-1 虐待の未然防止対策	児童家庭課
①-2 虐待予防に関わる関係者の研修体制	児童家庭課
①-3 うるま市要保護児童対策地域協議会の推進	児童家庭課
①-4 子どもを守る地域ネットワークの機能強化	児童家庭課
①-5 虐待対応リーフレットの作成・配布	児童家庭課
①-6 教育相談室及び家庭児童相談室との連携体制の強化	教育研究所 児童家庭課
①-7 乳幼児健診等との連携強化	健康支援課
①-8 養育支援訪問事業	
①-9 緊急一時的な保護体制の確立	児童家庭課
①-10 虐待を受けた児童の立ち直り支援	指導課、教育研究所 児童家庭課
①-11 こどもの虐待防止連携マニュアルの活用	児童家庭課
①-12 スクールカウンセラーの適正配置	指導課
②ひとり親家庭の支援の充実	—
②-1 就労支援の推進	児童家庭課
②-2 ひとり親家庭等日常生活支援事業	児童家庭課
②-3 母子及び父子家庭等医療費助成	児童家庭課
②-4 母子父子寡婦福祉資金貸付	児童家庭課
②-5 高等職業訓練促進給付金等事業	児童家庭課
②-6 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	児童家庭課
②-7 母子家庭生活支援モデル事業	児童家庭課

施策及び事業		担当課
	③特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	—
	③-1 心理相談の充実	健康支援課
	③-2 健診事後教室の充実	健康支援課
	③-3 障害福祉サービス等の充実	障がい福祉課
	③-4 障がい児保育等の充実	障がい福祉課 保育課、学務課
	③-5 保育施設、幼稚園への巡回等相談の充実	指導課、教育研究所 保育課
	③-6 障がいのある児童の放課後対策	子ども・子育て対策室
	③-7 障がい児のいる家庭への相談、情報提供の充実	障がい福祉課
	③-8 障害児福祉手当の支給	障がい福祉課
	③-9 特別児童扶養手当の支給	児童家庭課
	③-10 重度心身障害児医療費助成	障がい福祉課
	③-11 障がい児の教育環境整備	指導課
	(4)子どもと子育て家庭のための健康・保健の充実	—
	①安心・安全な妊娠、出産、育児への支援	—
	①-1 母子(親子)健康手帳の交付	健康支援課
	①-2 妊婦健康診査	健康支援課
	②子どもの健康支援	—
	②-1 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん訪問)	健康支援課
	②-2 乳幼児相談・保健指導事業	健康支援課
	②-3 乳幼児健康診査	健康支援課
	②-4 乳幼児歯科保健	健康支援課
	②-5 予防接種事業	健康支援課
	②-6 子どもの事故予防対策	健康支援課
	②-7 こども医療費助成	児童家庭課
	③食育の推進	—
	③-1 離乳食実習	健康支援課
	③-2 食育事業	健康支援課
	③-3 食物アレルギーのある子どもへの対応	給食センター 保育課

施策及び事業	担当課
2. 安心して子育てできる環境を創る	—
(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保	—
① 0歳児・1歳児の保育	保育課
② 保育所における5歳児保育	保育課
③ 公立幼稚園の複数年保育の実施	指導課
④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実	指導課
⑤ 島しょ地域への保育対応の充実	保育課
⑥ 認可外保育施設への支援	保育課
⑦ 地域子ども・子育て支援事業の推進	保育課
(2) 人材の確保の推進	—
① 保育士、幼稚園教諭等の確保	保育課、指導課
② 放課後の居場所における人材確保（放課後児童指導員、地域人材）	生涯学習振興課 子ども・子育て対策室
③ ファミリー・サポート・センターのサポーターの確保	保育課
(3) 集い、交流による子育て支援の充実	—
① 地域での子育てネットワークの構築	子ども・子育て対策室
② 地域子育て支援センター等の充実	保育課
(4) 相談、情報提供の充実	—
① 相談機能の充実	—
①-1 子育て相談支援体制の充実	子ども・子育て対策室
①-2 利用者支援事業の実施	子ども・子育て対策室
② 情報提供の充実	—
②-1 周知・広報の強化	子ども・子育て対策室
②-2 関係機関との連携による情報の提供	子ども・子育て対策室
②-3 母子保健との連携による相談・情報提供	学務課、保育課 健康支援課
②-4 多様なメディアを活用した情報提供	子ども・子育て対策室

※ 担当課名称については、平成27年度現在の組織名称を用いております。

資料2 うるま市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 8 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、うるま市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前3項(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 子ども・子育て会議 委員名簿

氏名	職名	団体名称
池田 由佳里		市立豊原保育所保護者
天願 勝行		ことぶき幼稚園保護者
金城 貴子		市立兼原幼稚園保護者
我如古 聡		うるま青年会議所 次期会長
池根 孝		うるま市商工会 副会長
照屋 千江美		就活サポート であえ〜る 相談員
岡本 真理子		(学)花園学園 園長
兼城 佐代子		うるま市法人園長会 会長
中曾根 正和		うるま市認可外保育園 代表
山城 康代		NPO法人りんく・いしかわ 代表
又吉 ゆきの		うるま市学童保育連絡協議会 会長
平田 美紀	会長	沖縄女子短期大学 非常勤講師
山城 眞紀子		沖縄キリスト教短期大学 教授
蔵當 博文		市民生委員児童委員連絡協議会 会長
渡嘉敷 節子	副会長	うるま市赤十字奉仕団 委員長

※ 団体名称(役職等)は、委員委嘱した当時の名称を用いています。

資料4 策定の経過

		うるま市子ども・子育て会議		うるま市子ども・子育て支援新制度対策推進本部			
		会議	意見交換会	推進本部	部会	分科会	
						分科会 (施設の在り方)	分科会 (確保の方策)
平成 25 年度	4月						
	5月				第1回部会		
	6月			第1回推進本部			
	7月					第1回分科会	
	8月						
	9月					第2回分科会	
	10月						
	11月	第1回会議 ※委嘱状交付式		第2回推進本部			
	12月		第1回交換会				
	1月			第3回推進本部			
	2月	第2回会議					
	3月	第3回会議	第2回交換会	第4回推進本部(第2回部会)※合同			
平成 26 年度	4月						
	5月	第4回会議		第5回推進本部(第3回部会)※合同			
	6月						
	7月						
	8月	第5回会議	第3回交換会	第6回推進本部(第4回部会)※合同			第1回～第2回 分科会
	9月	第6回会議		第7回推進本部(第5回部会)※合同			第3回～第5回 分科会
	10月						
	11月		第4回交換会	第8回推進本部(第6回部会)※合同			
	12月	第7回会議					
	1月						
	2月	第8回会議		第9回推進本部(第7回部会)※合同			
	3月	第9回会議 市長答申					

資料5 うるま市子ども・子育て支援新制度対策推進本部設置規程

平成25年4月30日

訓令第26号

(趣旨)

第1条 この訓令は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、うるま市子ども・子育て支援新制度対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うるま市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) うるま市子ども・子育て支援会議との連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う制度設計等の検討に関すること。
- (4) 組織機構の見直し等の検討に関すること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進本部に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長に福祉部長及び教育委員会指導部長をもって充てる。

- 2 委員長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し資料の作成、提出又は説明を求めることができる。
- 4 委員長は、会議で審議した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

(部会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部の下に部会を置く。

- 2 部会の委員は、別表第2に掲げる者を市長が任命し、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長に福祉部長、副部会長に教育委員会指導部長をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 部会は、第2条に規定する所掌事務に掲げる事項を調査及び協議する。
- 7 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 部会長は、会議で審議した事項について、推進本部に報告するものとする。
- 10 部会長は、会議での審議事項の内容により必要な委員のみを招集するものとする。
- 11 部会の委員が会議等に出席できない場合は、部会の委員の指名する職の者を代理で出席させることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、前条第6項に掲げる事項を専門的に審議させるため、部会に分科会を置くことができる。

2 部会長は、別表第2に掲げる職員のうちから分科会の構成員を選任し、及び分科会主任(以下「主任」という。)を指名する。

3 主任は、分科会で審議された事案を部会長へ報告しなければならない。

(事務局)

第8条 推進本部及び部会の事務局は、福祉部に置き、庶務を処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、委員長が推進本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

所属及び職名	備考
副市長	委員長
福祉部長	副委員長
教育委員会指導部長	〃
企画部長	委員
総務部長	〃
市民部長	〃
都市計画部長	〃
経済部長	〃
建設部長	〃
教育委員会教育部長	〃

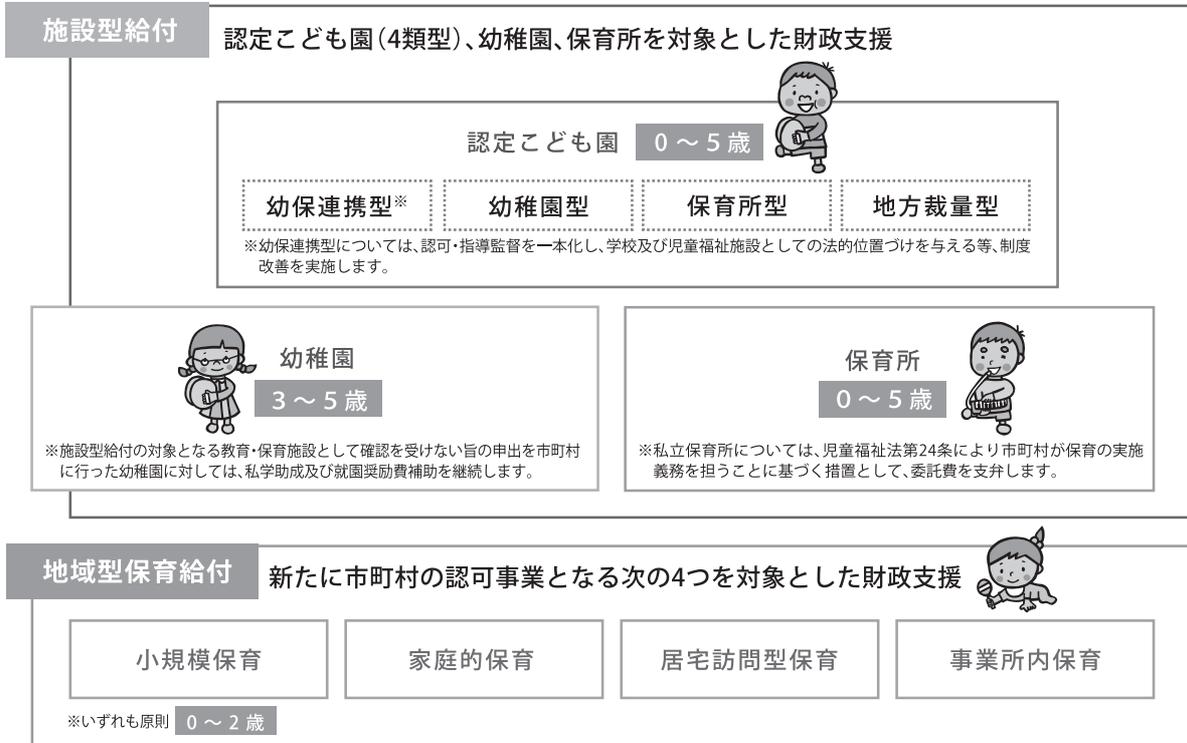
別表第2(第6条、第7条関係)

所属及び職名	備考
福祉部長	部会長
教育委員会指導部長	副部会長
福祉部保育課長、主幹及び係長	委員
〃 児童家庭課長及び係長	〃
〃 障がい福祉課長及び係長	〃
〃 介護長寿課長及び係長	〃
〃 生活福祉課長及び係長	〃
市民部健康支援課長、主幹及び係長	〃
〃 市民生活課長及び係長	〃
総務部総務課長及び係長	〃
企画部企画課長及び係長	〃
〃 財政課長及び係長	〃
〃 情報課長及び係長	〃
都市計画部都市計画課長及び係長	〃
経済部商工観光課長及び係長	〃
〃 企業立地雇用推進課長及び係長	〃
建設部建築工事課長及び係長	〃
教育委員会指導部学務課長及び係長	〃
〃 〃 指導課長及び係長	〃
〃 教育部総務課長及び係長	〃
〃 〃 施設課長及び係長	〃
〃 〃 生涯学習振興課長及び係長	〃

備考 係長とは、主査及び技査を含む。

資料6 子ども・子育て新制度の概要

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化します。



「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園 ----- 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園 ----- 小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

資料7 諮問書、答申書



う福児第 1217 号
平成25年11月22日

うるま市子ども・子育て会議会長 様

うるま市長 島袋 俊夫



諮 問

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるに当たり同条第7項の規定による調査及び審議を、うるま市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき諮問します。

以 上



う子会第 8 号
平成27年3月24日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市子ども・子育て会議
会 長 平 田 美 紀

うるま市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

平成25年11月22日付、う福児第1217号により諮問のあった「うるま市子ども・子育て支援事業計画」の策定について、本会議において9回にわたる会議を開催し、慎重に審議した結果、別添「うるま市子ども・子育て支援事業計画案」につきましては、適当であるとの結論を得ましたので答申いたします。

なお、本計画の推進に当たっては、市民の理解と協力のもと、一体となって取り組まれるとともに、本計画の基本理念「子育てをみんなで支えあい、夢と希望にあふれるまち うるま」の実現に向け努められるよう要望します。

以 上

資料8 用語集

あ行

預かり保育

幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる事業をいう。

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳(一定の条件を満たす場合は、1歳6か月)に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができる制度をいう。事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限(小学校就学前の子どもの養育を行う場合)の制度、勤務時間の短縮など(3歳未満の子どもの養育を行う場合)の措置がある。

一時預かり事業

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業をいう。

延長保育事業

通常の保育時間(11時間)前・終了後の最小1時間延長して保育を行う事業をいう。

か行

「確認」制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度をいう。

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

教育・保育施設

いわゆる「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法をいう。

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

さ行

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業をいう。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成26年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行された法律をいう。

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付をいう。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として全市町村が作成することになる。

市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいい、教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員を定める場合や、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する場合等において審議をする会議となっている。

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の種類で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。施設には、児童の遊びを指導する者(児童厚生員)が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げることをいう。

児童発達支援センター

障がいのある児童に身近な地域で支援を提供する施設をいう。地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行い、種別として、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つであり、予期できない災害や事故、親の離婚や病気で保護者がいない、または虐待など不適切な養育を受けているなどさまざまな事情により、家族による養育が困難な2歳からおおむね18歳の子どもたちが生活している児童福祉施設をいう。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業をいう。乳幼児の保育に直接従事する職員を保育士に限るA型、保育に従事する職員の半数以上を保育士とするB型、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を前提としたC型の事業類型がある。

ショートステイ事業

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、児童養護施設等で数日預かる事業をいう。

た行

地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付をいう。

地域型保育事業(＝家庭的保育事業等)

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業の総称をいう。

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の13事業をいう。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認された「教育・保育施設」をいい、施設型給付としての確認を受けず私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。

特例地域型保育給付

支給認定日以前に地域型保育を利用した場合や、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した場合の給付をいう。

※特別利用地域型保育：3歳以上の教育認定子どもに対して地域型保育を提供すること。

特定利用地域型保育：3歳以上の保育認定子どもに対して地域型保育を提供すること。

な行

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

- 幼保連携型…学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する施設として、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
- 幼稚園型…認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- 保育所型…認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

は行

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

ファミリー・サポート・センター事業

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みをいう。

参考：認定区分

- ・1号認定子ども…満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）
- ・2号認定子ども…満3歳以上の保育必要性あり（保育を必要とする子ども）
- ・3号認定子ども…満3歳未満の保育必要性あり（保育を必要とする子ども）

放課後子ども教室

地域人材の協力を得て、学校等を活用して子どもの活動拠点（居場所）を確保し、放課後等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業をいう。

放課後子ども総合プラン

全ての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、放課後児童クラブの受け皿拡大や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型での実施等について、計画的整備を進めるプランをいう。

放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童（小1～小6）に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業をいう。

や行

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

ら行

利用者支援事業

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていく事業をいい、地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で専任職員が相談などを受ける。